

議案第15号

飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市神岡ことばの教室の移転に伴う改正

飛驒市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例

飛驒市障がい児通所支援施設条例（平成18年飛驒市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「979番地」を「1155番地5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市障がい児通所支援施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案												
<p>第1条 略 (名称及び所在地)</p> <p>第2条 教室の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="239 523 1050 699"> <thead> <tr> <th>教室の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市古川やまびこ教室</td> <td>飛騨市古川町若宮二丁目1番60号</td> </tr> <tr> <td>飛騨市神岡ことばの教室</td> <td>飛騨市神岡町殿979番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	教室の名称	所在地	飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号	飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿979番地	<p>第1条 略 (名称及び所在地)</p> <p>第2条 教室の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1135 523 1946 699"> <thead> <tr> <th>教室の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市古川やまびこ教室</td> <td>飛騨市古川町若宮二丁目1番60号</td> </tr> <tr> <td>飛騨市神岡ことばの教室</td> <td>飛騨市神岡町殿<u>1155番地</u>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 略</p>	教室の名称	所在地	飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号	飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿 <u>1155番地</u> 5
教室の名称	所在地												
飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号												
飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿979番地												
教室の名称	所在地												
飛騨市古川やまびこ教室	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号												
飛騨市神岡ことばの教室	飛騨市神岡町殿 <u>1155番地</u> 5												

飛驒市障がい児通所支援施設条例の一部を改正する条例
(案) 要旨

1 改正の趣旨

飛驒市神岡ことばの教室の移転に伴う改正

2 改正の内容

飛驒市神岡ことばの教室の移転に伴い、所在地を改正するもの。

3 施行日 令和2年4月1日